

# 下田市 第8次高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画

平成30年度～平成32年度  
(2018年度～2020年度)

概要版

～多様な生活を認め合い、地域みんなで支え合う、福祉の先進地域づくり～

平成30年3月  
下 田 市

# 計画の概要

## 計画改訂の背景

本市において、少子高齢化の傾向はますます進み、国勢調査では、平成 22(2010)年の高齢化率は 33.1%、平成 27(2015)年には 38.9%となりました。さらに、平成 29(2017)年 9 月末の住民基本台帳人口では、高齢化率が 39.96%となり、市民の 4 割が高齢者となっています。そのため、少子化や生産年齢人口の減少が進んでおり、地域社会の継続性ととも、地域で高齢者を支える世代が減少し、高齢者が高齢者を支える「老々介護」が進行しています。

この傾向は全国的に進んでおり、これらの諸問題に福祉の面で対応するため、国では、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」を策定し、平成 29(2017)年 6 月に施行されました。また、都道府県・市町村計画の改訂に先立ち、国では「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(基本指針)を定め、都道府県・市町村に示すこととされています。

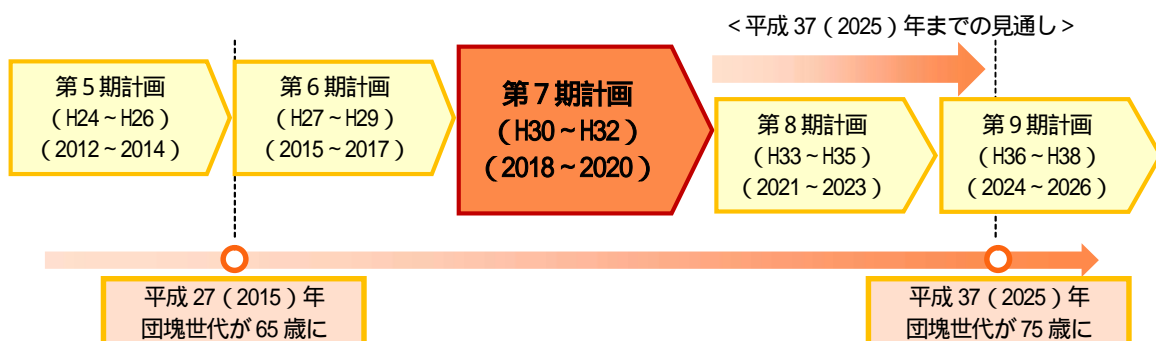
本計画は、国の法制度改正を基本に、市の高齢者や地域社会の現状を踏まえ、地域で生活する高齢者が安心して生活できるよう、福祉・介護・医療を中心に市の高齢者施策を定めるものです。

## 住み慣れた地域での生活を続けるための「地域包括ケアシステム」の姿

## 計画の位置付けと期間

第 7 期計画は、平成 30(2018)年度から平成 32(2020)年度までの 3 年間で計画期間とし、平成 37(2025)年度までの中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

なお、計画の策定に当たっては、「下田市総合計画」や「下田市地域福祉計画」等の各個別の計画と整合性を図ります。

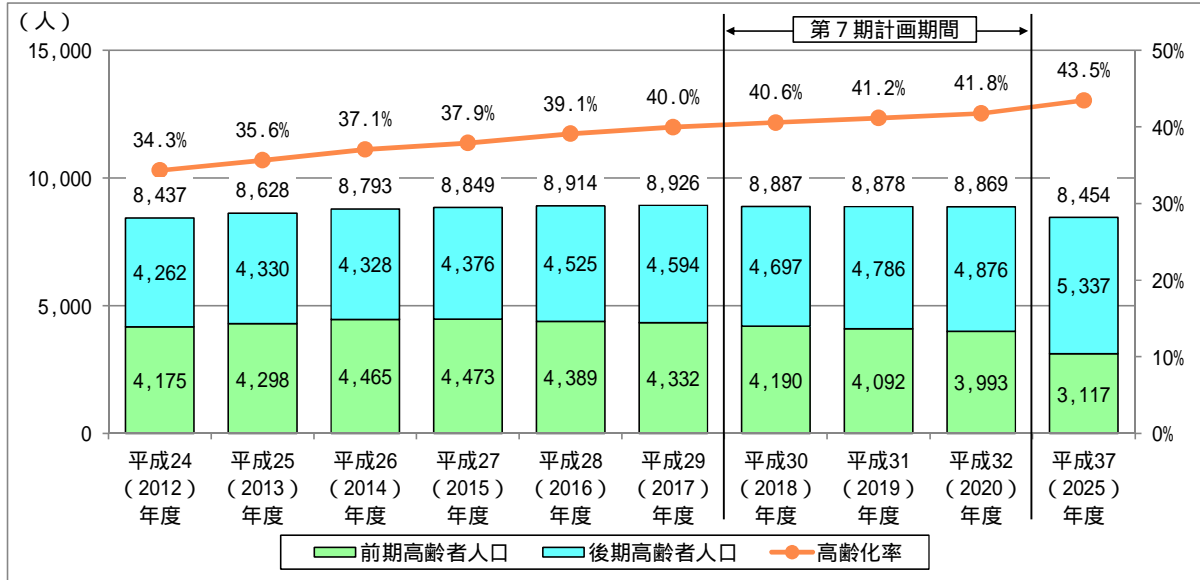


# 下田市の高齢者の現状と今後の見込み

## 高齢者人口の現状と推移

高齢者人口は、平成 29（2017）年度まで増加傾向が続いてきましたが、平成 30（2018）年度以降は減少に転じるとみられます。

その一方で、高齢化率は上昇傾向が続き、平成 32（2020）年度には 41.8%、平成 37（2025）年度には 43.5%になる見込みです。

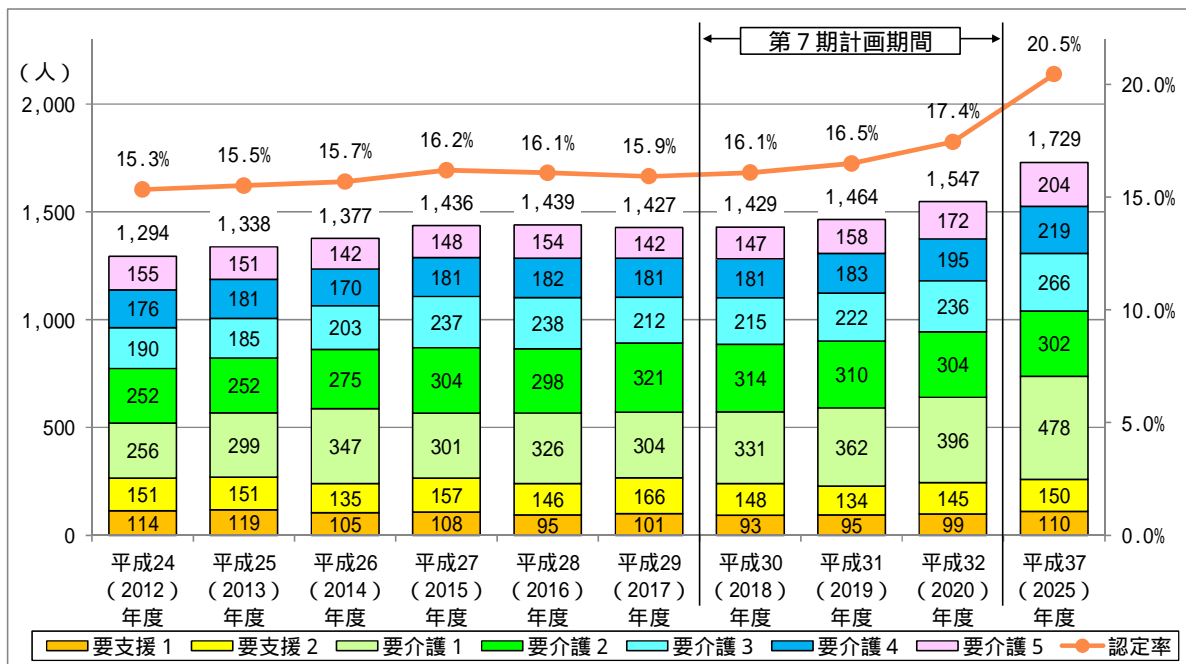


出典：住民基本台帳、厚生労働省推計値（平成 27（2015）年国勢調査より推計）

## 要介護認定者数の現状と今後の見込み

要介護認定者数は平成 27（2015）年度まで増加傾向が続いてきましたが、その後はほぼ同数で推移しています。今後は、平成 31（2019）年度以降に大幅に増加する見込みです。

また、要介護認定率は、要介護認定者の推移に合わせて変化しており、平成 32（2020）年度には 17.4%、平成 37（2025）年度には 20.5%になる見込みです。



出典：介護保険事業状況報告（月報）厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」推計値

## 計画の基本理念

本市は、市の人口の約40%が高齢者となっています。また、静岡県内でも高齢化が進んでいる賀茂圏域の中心地域であり、高齢者数の増加が続く一方で、高齢者を支える若い世代は減少傾向が続いています。

高齢者の生活や意識は多様化しており、地域で孤立した生活を送っている方、周囲からの支援を受けて生活を続けている方、自ら生きがいや目標を持って活動的に生活をしている方等、様々な高齢者がみられます。

今後は、多様な意識や生活スタイルをもつ多くの高齢者が、自分の体力や健康状態に合わせて可能な範囲で相互に支え合い、地域社会の中で手を携えて、ともに生活をしていくことのできる地域社会づくりを目指し、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

**多様な生活を認め合い、地域みんなで支え合う、  
福祉の先進地域づくり**

## 施策の体系

### 1 高齢者の生活支援

(1) 地域包括ケアシステムの運用 (2) 保健サービス (3) 福祉サービス

### 2 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業 (2) 包括的支援事業 (3) 任意事業

### 3 社会参加と生きがいづくり

(1) 高齢者の生涯学習・スポーツ活動 (2) 高齢者の就業等の支援 (3) 社会活動への参加

### 4 安心して生活できるまちづくり

(1) 都市環境の整備 (2) 住宅環境の整備 (3) 防犯・交通安全対策 (4) 防災対策

### 5 家族介護者の支援対策

### 6 介護保険事業

(1) サービス量の推計方法 (2) 介護保険サービスの事業量の設定  
(3) 介護保険料の設定 (4) 介護保険制度の円滑な運営

## 重点施策

第7期計画期間において、幅広い施策・事業を展開していきますが、その中でも以下の2つを重点施策として、特に力を入れて取り組みます。

### 重点施策1：地域包括ケアシステムの充実

#### (1) 地域ケア会議の運営・充実

地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通じた、

地域の介護支援専門員による法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援

高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築

個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

を目的として開催するものです。

今後は、地域包括支援センターが中心となり、高齢者を支援する関係機関・職種との連携・協力により充実した会議の開催・運営に努めます。

また、定期的な会議の開催や、地域ごとの課題解決に向けた地域ケア会議の充実に努めます。

#### (2) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが人生の最期まで続けられるよう、地域の医療・介護の関係者及び関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な体制を整備し、推進を図ります。

現在、賀茂圏域において「在宅医療介護連携推進事業<sup>1</sup>」を実施し、県内でも高齢化が最も進行している地域として、様々な課題の抽出や対応策の検討を行っています。

今後は、賀茂地区地域包括ケアシステム連携推進協議会での協議を踏まえながら、在宅医療・介護連携を推進していきます。

### 重点施策2：市民への啓発

地域包括ケアシステムの構築は、行政だけでなく地域住民の理解と協力が必要となります。その実現に向けて、地域包括支援センターは、地域住民、特に高齢者やその家族に「自ら取り組む介護予防」と「誰もが住みやすい地域づくり」についての高い意識を持っていただくための啓発活動を行います。

今後は、地域包括ケアシステムの充実・強化に向けて、地域住民に「介護予防」の必要性や効果、「地域づくり」のために住民に取り組んでいただきたい活動・行動等、意識啓発を図ります。併せて、地域包括支援センターが実施している「介護予防」や「地域づくり」のための各種事業を紹介し、地域住民が積極的に参加し、さらには、自主的に活動に取り組むよう促します。

なお、市民への啓発に当たっては、「65歳ノート」の活用講座や「認知症よりそいガイド（認知症ケアパス）」の改訂を行う等、市民に分かりやすい情報の提供や事業の実施を図ります。

<sup>1</sup>「在宅医療介護連携推進事業」とは、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供することを目的とした事業です。

## 「地域包括ケアシステムの構築」に向けた施策の推進

団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年度に備えた「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、特徴的な施策・事業は以下のとおりです。

### 介護予防・日常生活支援総合事業

下田市においては、平成28年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」をスタートさせました。この事業は、要支援1・2の認定を受けた方と基本チェックリストを受けて事業対象に該当した高齢者を対象に、その状況に応じた支援を行う「介護予防・生活支援サービス」と、全ての高齢者やその家族を対象にした「一般介護予防事業」に分けられます。

#### （1）介護予防・生活支援サービス

事業名	事業の概要
訪問型サービス	訪問型サービスは、従来の介護予防訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスで構成されます。これまで、要支援1・2の認定を受けていた方が利用できる「介護予防訪問介護」はこちらのサービスに移行しました。
通所型サービス	通所型サービスは、従来の介護予防通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスで構成されます。これまで、要支援1・2の認定を受けていた方が利用できる「介護予防通所介護」はこちらのサービスに移行しました。
介護予防ケアマネジメント事業	訪問型サービス及び通所型サービスの利用者を対象に、要介護状態への進行を予防するため、対象者の心身の状況や置かれている環境等に応じて必要な援助を行うものです。

#### （2）一般介護予防事業

事業名	事業の概要
介護予防把握事業	地域住民、関係機関、ボランティア等、様々な機関から得た情報を活用し、閉じこもり等何らかの支援を要する高齢者を把握するものです。把握した高齢者に対して、介護予防への取り組みを促します。
介護予防普及啓発事業	全ての高齢者とその家族を対象に介護予防のパンフレットの配布や講座を開催し、介護予防に必要な知識の普及啓発をするものです。
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うものです。
一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業の効果等を測定・評価するものです。
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーションの視点を持つ専門職により、自立支援のための知識、技術を提供するものです。



## 認知症の早期診断・早期対応に向けた仕組みづくりの体制整備

今後、増加が予想される認知症（認知症高齢者、若年性認知症）の対策に向けて、以下の事業を進めていきます。

事業名	事業の概要
認知症ケアパスの作成と普及	認知症ケアパスは、自分や家族、近隣住民が認知症になった場合に、症状の進行や生活における困りごとに合わせて、関係機関やケアの内容を具体的に示したものです。 認知症ケアパスを改訂・配付し、認知症ケアパスの普及を行います。
認知症初期集中支援推進事業	保健師や社会福祉士等の専門職と認知症サポート医で構成される「認知症初期集中支援チーム」を配置し、家族等からの相談により、認知症が疑われる人、認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行うことで、自立生活のサポートを行うものです。
認知症地域支援推進員設置事業・ケア向上事業	認知症地域支援推進員は、保健師や社会福祉士等の資格を有しており、医療機関や介護保険従事者、認知症の人と家族の会等の地域支援の支援機関をつなぐ、コーディネーターの役割を担っています。

## 家族介護者の支援対策

近年の家族構成の変化や高齢化の進行等により、家族による介護の負担増や長期化、介護を理由とした離職（介護離職）が増えていくことが考えられます。また、認知症高齢者の増加により、徘徊や身に覚えのない買い物・契約への対応等の負担が上乗せされることも予想されます。

今後は、家族介護者の実態を把握し、家族介護者が必要としている支援策を検討します。その後、既存の事業で可能な支援の整理や情報提供、家族介護者が利用しやすい制度の運用を図ります。さらには、事業の再構築や新たな事業の新設、そのために必要な人材や体制の確保・整備に向けて検討を進めていきます。

## 日常生活圏域と地域包括支援センター

### 日常生活圏域の設定

本市の地理的条件や施設整備等の諸条件に基づき、本計画期間内においては、市内全域を1つの日常生活圏域として設定し、下田市地域包括支援センターにおいて、事業を展開します。

### 地域包括支援センターについて

「地域包括支援センター」は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも「自分らしい生活」を続けられるよう、保健・医療・福祉・介護など、様々な視点から相談対応や各種事業を行っています。「地域包括支援センター」には、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の専門職が置かれ、それぞれが連携して、地域の高齢者を支援します。

「地域包括支援センター」の業務は、介護予防や総合相談、権利擁護事業を中心に、高齢者の地域での生活を支援する幅広い分野を担っています。

### 地域包括支援センターの設置状況 平成30年3月現在

地域包括支援センター	担当区域	住所・電話番号	受付時間
下田市地域包括支援センター (下田市役所市民保健課)	下田市 全域	住所：下田市東本郷一丁目5番18号 Tel：0558-36-4146	月～金 8：30～17：15 (祝日、年末年始除く)

## 介護保険料

第7期計画期間（平成30年度～平成32年度）の介護保険料は以下のとおりとします。要介護認定者の増加や介護保険料を負担する第1号被保険者数の減少、制度改正による高齢者の負担割合の変更などにより、保険料基準額を64,800円（年額）とし、基準額に対する割合を乗じて算出します。本市の介護保険料は以下のとおりとなっています。

所得段階	対象者	計算方法	介護保険料 年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受給している人</li> <li>世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人</li> <li>世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人</li> </ul>	基準額×0.45 (軽減措置後)	29,160円 (月額2,430円)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人</li> </ul>	基準額×0.75	48,600円 (月額4,050円)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人</li> </ul>	基準額×0.75	48,600円 (月額4,050円)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人</li> </ul>	基準額×0.90	58,320円 (月額4,860円)
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人</li> </ul>	基準額×1.00	64,800円 (月額5,400円)
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人</li> </ul>	基準額×1.20	77,760円 (月額6,480円)
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人</li> </ul>	基準額×1.30	84,240円 (月額7,020円)
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人</li> </ul>	基準額×1.50	97,200円 (月額8,100円)
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が300万円以上の人</li> </ul>	基準額×1.70	110,160円 (月額9,180円)

介護保険料の年額は、100円未満を切り捨てた額で賦課します。

第1段階は、公費により基準額×0.5 0.45に軽減された金額となっています。なお、平成31(2019)年10月に消費税が10%へ引き上げられる際に、第1段階から第3段階を対象として更なる軽減措置が予定されています。

下田市 第8次高齢者保健福祉計画 ・第7期介護保険事業計画 ー概要版ー	発行年月：平成30年3月 発行・編集：下田市役所市民保健課 所在地：〒415-8501 下田市東本郷一丁目5番18号 電話：0558-22-2077（直通） ホームページ： <a href="http://www.city.shimoda.shizuoka.jp/">http:// www.city.shimoda.shizuoka.jp/</a>
--	---